

速報! 県労連2016賃金確定闘争 大綱妥結

人事委員勧告完全実施を勝ち取る!

県当局は、昨年11月から「人事委員会勧告を尊重する。」としながらも、「来年度650億円の財源不足が見込まれる中、給与引き上げは財政的に厳しい。ぎりぎりまで見極めたい。」と今年度賃金の引き上げ勧告を留保し、交渉の延期を申し入れました。

1月17日、県労連は、越年となった交渉を再開しました。1月20日の最終交渉で、県労連幹事団は人勧尊重の姿勢を崩すことなく粘り強い交渉を重ねました。その結果、県当局はこの間明言を避けてきた給料表及び地域手当の引き上げを初めて提案しました。そして、夜8時33分、決着メモを交わし、大綱妥結しました。内容は以下の通りです。

項目	妥 結 内 容
基本賃金	① 給料表を平均 784円 引き上げ。(約200~1,300円程度) ② 地域手当 11.6% (0.1%引き上げ) <u>①と②は2016年4月に遡及</u> ③ 地域手当はさらに2017年4月からは 11.8% に引き上げ
期末・勤勉手当	勤勉手当 4.30月 (0.10月増) 良好 78.5% → 88.5% 優秀 85.5% → 95.5% 特に優秀 92.5% → 102.5% <u>2016年12月の勤勉手当に反映</u>
扶養手当の見直し	配偶者に関わる支給を引き下げ、子に関わる支給を引き上げる。 子に関わる支給の 2人目、3人目を手厚くする 措置をとる。 29年度は経過措置額。(裏面の表を参照)
臨任・非常勤・再任用職員 の勤務条件	・非常勤職員の療養休暇については、10日間の無給から 2日間は有給 に改善。 ・臨時的任用職員の空白日の扱いについては、継続協議。 ・再任用教員の給与水準は来年度議論していく。

調整額の 特殊勤務手当化	<ul style="list-style-type: none"> 調整額を廃止し、月額特殊勤務手当化する。年収ベースでは現状維持。 退職手当については5年間の経過措置を設ける。
総労働時間の 短縮	<ul style="list-style-type: none"> 管理監督者に周知・徹底させ、実効性のあるものとし、成果を検証するものとする。内容については、継続協議。
人事評価制度	<ul style="list-style-type: none"> 再任用職員の勤勉手当への反映は、2017年12月期から開始。 臨任・非常勤、任期付職員についても、人事評価の導入及び評価結果の反映は、今後しかるべき場で話し合う。

※差額の支給については、県当局とは「速やかに支給するように努める」と合意しており、年度内に支給されるよう最大限努力することとなっています。(昨年は3月28日に支給されました。)

扶養手当額

扶養親族	現行支給額	県の当初提案	2017年度	2018年度
配偶者	14,800	6,500	11,100	7,400
子				
配偶者がいない場合の子の1人	12,500	17,500	13,900	15,200
扶養親族でない配偶者がある場合の子の1人	7,800	11,000	9,000	10,200
上記以外の子 1人目	7,000	11,000	8,600	10,200
2人目				11,000
3人目以降の子				12,000
特定期間(※)の子(加算額)	7,000	7,000	7,000	7,000
父母等				
配偶者がいない場合の扶養親族の1人	12,500	6,500	9,800	7,000
扶養親族でない配偶者がある場合の扶養親族の1人	7,800		7,400	
上記以外の扶養親族	7,000		7,000	

※特定期間とは、15歳に達する日(誕生日の前日)後の最初の4月1日から、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。

※神奈川県ではこれまで、人事委員会勧告をもとに自主交渉・自主決着という良好な労使関係で、国よりも高い水準の扶養手当額を設定していました。今年の確定闘争でも扶養手当の見直しは大きなポイントでした。結果として、当初の提案を押し戻すとともに、見直し後も国より高い水準を維持することができたのは、組合員の署名や寄せ書きをはじめとするとりくみと、それらを背景にした県労連の粘り強い交渉の成果です。

しかし、家族構成によっては受ける額が減少します。介護などを理由に働きたくても働けない方などへの配慮が欠けている点は課題だと捉えています。

湘南教組は、引き続き県労連に結集し、総労働時間の短縮の具体策や、扶養手当の見直し、再任用職員の人事評価制度など、残された課題の解決にむけてとりくんでいきます。